

福祉・医療施設防災マニュアル作成指針 新旧対照表（変更箇所のみ抜粋）

改正後	改正前
<p data-bbox="152 309 226 341">表紙</p> <div data-bbox="356 533 925 689" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p data-bbox="371 560 909 600">福祉・医療施設防災マニュアル</p><p data-bbox="542 628 739 668">作成指針</p></div> <p data-bbox="533 1078 741 1174">平成22年1月 山口県健康福祉部 (令和8年7月一部改正)</p>	<p data-bbox="1160 309 1234 341">表紙</p> <div data-bbox="1366 533 1935 689" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p data-bbox="1382 560 1919 600">福祉・医療施設防災マニュアル</p><p data-bbox="1552 628 1749 668">作成指針</p></div> <p data-bbox="1547 1083 1756 1182">平成22年1月 山口県健康福祉部 (令和5年5月一部改正)</p>

改正後

1 立地条件と災害予測

II 平常時の対策

1 立地条件と災害予測

チェックNo.	チェック項目	Yes
1-1	施設の立地条件（環境）や予測される災害を記載していますか。	

【ポイント】

- 施設のある場所（周囲の環境）によって、予測しないといけない災害も異なります。施設がどんな場所に建っているのか、どんな災害の危険性があるのかをしっかりと把握しておきましょう。

- 施設やその周辺に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域があれば、土砂災害発生に備えた対策が必要です。
- 施設やその周辺に、洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域があれば、洪水や高潮、津波に備えた対策が必要です。
- 「水防法」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」及び「津波防災地域づくりに関する法律」において、市町の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び訓練を市町に報告することが義務付けられています。

- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
（山口県土砂災害ポータル（山口県土砂災害警戒区域等マップ））
<https://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/>

山口県土砂災害ポータル

検索

- 各種ハザードマップ等
（山口県防災Web みんなの防災情報）
<https://www.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/guide>

山口県防災Web みんなの防災情報

検索

- 各市町の防災担当課や土木担当課には多くの防災情報があります。市町が作成するハザードマップ（※）等を入力し、施設の立地条件について確認しておきましょう。
（※）ハザードマップ…土砂災害、洪水、高潮等の自然災害に対して、被害が予想される区域及び避難地・避難経路が記載されている地図のこと。

作成例 立地条件等

- 施設の立地条件 … 土砂災害警戒区域 内
- 予測される災害 … 崖崩れ災害

改正前

1 立地条件と災害予測

II 平常時の対策

1 立地条件と災害予測

チェックNo.	チェック項目	Yes
1-1	施設の立地条件（環境）や予測される災害を記載していますか。	

【ポイント】

- 施設のある場所（周囲の環境）によって、予測しないといけない災害も異なります。施設がどんな場所に建っているのか、どんな災害の危険性があるのかをしっかりと把握しておきましょう。

- 施設やその周辺に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域があれば、土砂災害発生に備えた対策が必要です。
- 施設やその周辺に、洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域があれば、洪水や高潮、津波に備えた対策が必要です。
- 「水防法」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」及び「津波防災地域づくりに関する法律」において、市町の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び訓練を市町に報告することが義務付けられています。

- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
（山口県土砂災害ポータル（山口県土砂災害警戒区域等マップ））
<https://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/>

山口県土砂災害ポータル

検索

- 各種ハザードマップ等
（防災やまぐち お役立ち情報）
http://www.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/pub_web/static/content01.html

防災やまぐち お役立ち情報

検索

- 各市町の防災担当課や土木担当課には多くの防災情報があります。市町が作成するハザードマップ（※）等を入力し、施設の立地条件について確認しておきましょう。
（※）ハザードマップ…土砂災害、洪水、高潮等の自然災害に対して、被害が予想される区域及び避難地・避難経路が記載されている地図のこと。

作成例 立地条件等

- 施設の立地条件 … 土砂災害警戒区域 内
- 予測される災害 … 崖崩れ災害

改正後

4 職員の招集・参集基準の決定

4 職員の招集・参集基準の決定

チェックNo.	チェック項目	Yes
4-1	夜間や休日における職員の招集・参集基準を設けていますか。	

【ポイント】
・夜間や休日に、災害関連情報が発表された場合における職員の招集・参集基準を定めておきましょう。

○災害情報の内容に応じて、招集や参集する職員を指定しておきましょう。指定に当たっては、役職、居住場所、交通手段等を考慮しましょう。

○公共交通機関や車等が使用できない場合の交通手段も検討しておきましょう。

作成例 招集・参集基準（施設の立地条件、予想される災害に応じて決定しましょう。）

招集・参集基準		対象職員
風水害	災害関連情報 レベル3大雨警報・レベル3高潮警報・レベル3土砂災害警報が発表されたとき	指定職員
	暴風・波浪警報、レベル3高潮警報が発表されたとき	全職員
	気象庁災害速報(記録的短時間大雨)又はレベル4大雨降除警報・レベル4土砂災害警報・レベル4土砂災害速報・レベル4高潮警報が発表されたとき	
	台風に伴う暴風・波浪警報、レベル3高潮警報が発表されたとき	
地震(津波)	震度4又は津波警報が発表されたとき	指定職員
	震度5弱以上又は大津波警報が発表されたとき	全職員

※指定職員とは、各階リーダーのほか徒歩又は自転車等で30分以内に出勤可能な職員を指定

5 施設利用者情報の把握

チェックNo.	チェック項目	Yes
5-1	利用者に関する情報を一覧表に整理していますか。	

【ポイント】
・利用者の氏名、生年月日、業、心身の状態や連絡先などが分かる一覧表を作成し、避難しなければならなくなった場合に備えておきましょう。

○個人情報保護の観点からデータの保管・管理には細心の注意を払いましょう。

○一箇所の保管では、被災により利用できなくなることもあるので、複数箇所で保管するなどの工夫をしましょう。

作成例 施設利用者一覧表

施設利用者一覧表											
部署	氏名	生年月日	性別	業	連絡先(自宅)			連絡先(職場)			備考
					氏名	電話番号	メールアドレス	氏名	電話番号	メールアドレス	
心のケア											
心のケア											

改正前

4 職員の招集・参集基準の決定

4 職員の招集・参集基準の決定

チェックNo.	チェック項目	Yes
4-1	夜間や休日における職員の招集・参集基準を設けていますか。	

【ポイント】
・夜間や休日に、災害関連情報が発表された場合における職員の招集・参集基準を定めておきましょう。

○災害情報の内容に応じて、招集や参集する職員を指定しておきましょう。指定に当たっては、役職、居住場所、交通手段等を考慮しましょう。

○公共交通機関や車等が使用できない場合の交通手段も検討しておきましょう。

作成例 招集・参集基準（施設の立地条件、予想される災害に応じて決定しましょう。）

招集・参集基準		対象職員
風水害	災害関連情報 大雨・洪水警報が発表されたとき	指定職員
	暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき	全職員
	記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき	
	台風に伴う暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき	
地震(津波)	震度4又は津波警報が発表されたとき	指定職員
	震度5弱以上又は大津波警報が発表されたとき	全職員

※指定職員とは、各階リーダーのほか徒歩又は自転車等で30分以内に出勤可能な職員を指定

5 施設利用者情報の把握

チェックNo.	チェック項目	Yes
5-1	利用者に関する情報を一覧表に整理していますか。	

【ポイント】
・利用者の氏名、生年月日、業、心身の状態や連絡先などが分かる一覧表を作成し、避難しなければならなくなった場合に備えておきましょう。

○個人情報保護の観点からデータの保管・管理には細心の注意を払いましょう。

○一箇所の保管では、被災により利用できなくなることもあるので、複数箇所で保管するなどの工夫をしましょう。

作成例 施設利用者一覧表

施設利用者一覧表											
部署	氏名	生年月日	性別	業	連絡先(自宅)			連絡先(職場)			備考
					氏名	電話番号	メールアドレス	氏名	電話番号	メールアドレス	
心のケア											
心のケア											

改正後

改正前

6 情報の収集

6 情報の収集

6 情報の収集

チェックNo.	チェック項目	Yes
6-1	気象情報や防災情報等必要な情報の入手方法をリストアップしてありますか。	

【ポイント】

- テレビやラジオのほか、パソコンや携帯端末からも大雨や台風に関する気象情報や防災情報等を入手できるように準備しておきましょう。

○災害関連情報は、以下のホームページからも入手できます。

- 気象情報
(下関地方気象台)
<https://www.data.jma.go.jp/shimonoseki/index.html>
下関地方気象台 検索
- 山口県の防災・災害情報
(山口県防災Web)
<https://www.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>
山口県防災Web 検索
- 河川水位・土砂災害情報等
(山口県土木防災情報システム)
<http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>
山口県土木防災情報システム 検索
- 山口県土砂災害情報システム
(山口県土砂災害ポータル)
<https://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/>
山口県土砂災害ポータル 検索

○「山口県防災Web」、「山口県土木防災情報システム」、「山口県土砂災害ポータル」の携帯サイトについては、以下のコードで接続できます。

- 山口県防災Web
- 山口県土木防災情報システム
- 山口県土砂災害ポータル

○県では、Lアラート(※)を通じて、避難指示等の発令や避難所の開設などの重要な防災情報を発信します。テレビやラジオ、インターネット等を随時確認し、迅速に避難できるようにしましょう。

(※)Lアラート…避難指示等の災害情報を集約し、多様なメディアを通じて、住民に情報配信するシステム。

6 情報の収集

チェックNo.	チェック項目	Yes
6-1	気象情報や防災情報等必要な情報の入手方法をリストアップしてありますか。	

【ポイント】

- テレビやラジオのほか、パソコンや携帯端末からも大雨や台風に関する気象情報や防災情報等を入手できるように準備しておきましょう。

○災害関連情報は、以下のホームページからも入手できます。

- 気象情報
(下関地方気象台)
<https://www.data.jma.go.jp/shimonoseki/index.html>
下関地方気象台 検索
- 山口県の防災・災害情報
(防災やまぐち)
<http://www.bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>
防災やまぐち 検索
- 河川水位・土砂災害情報等
(山口県土木防災情報システム)
<http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>
山口県土木防災情報システム 検索
- 山口県土砂災害情報システム
(山口県土砂災害ポータル)
<https://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/>
山口県土砂災害ポータル 検索

○「山口県」、「山口県土木防災情報システム」、「山口県土砂災害ポータル」の携帯サイトについては、以下のコードで接続できます。

- 防災やまぐち
- 山口県土木防災情報システム
- 山口県土砂災害警戒情報

○県では、Lアラート(※)を通じて、避難指示等の発令や避難所の開設などの重要な防災情報を発信します。テレビやラジオ、インターネット等を随時確認し、迅速に避難できるようにしましょう。

(※)Lアラート…避難指示等の災害情報を集約し、多様なメディアを通じて、住民に情報配信するシステム。

改正後

7 施設の休業判断（通所・通院施設）

7 施設の休業判断（通所・通院施設）

チェックNo.	チェック項目	Yes
7-1	臨時休業の判断基準や決定の手順等を定めていますか。	

【ポイント】

- 施設の所在する地域だけでなく、利用者等の住んでいる地域や通所経路等の危険箇所を把握した上で、定めた基準等を基に適切に臨時休業の判断が下せるようにしておきましょう。

○臨時休業の判断基準

（例）

- 台風が直近を通ることが予想される時。
- レベル4 氾濫危険警報・レベル4 大雨危険警報・レベル4 土砂災害危険警報・レベル4 高潮危険警報や気象防災速報（記録的短時間大雨）が発表されたとき。

- 利用者への連絡方法、連絡時間等について、周知しておきましょう。
- 前日に想定できる場合は、前日に決定し、利用者等に周知しておきましょう。
- 不特定の利用者が利用する施設については、気象状況による休業基準を施設内に掲示するなどして、日頃から周知しておきましょう。

改正前

7 施設の休業判断（通所・通院施設）

7 施設の休業判断（通所・通院施設）

チェックNo.	チェック項目	Yes
7-1	臨時休業の判断基準や決定の手順等を定めていますか。	

【ポイント】

- 施設の所在する地域だけでなく、利用者等の住んでいる地域や通所経路等の危険箇所を把握した上で、定めた基準等を基に適切に臨時休業の判断が下せるようにしておきましょう。

○臨時休業の判断基準

（例）

- 台風が直近を通ることが予想される時。
- 土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表されたとき。

- 利用者への連絡方法、連絡時間等について、周知しておきましょう。
- 前日に想定できる場合は、前日に決定し、利用者等に周知しておきましょう。
- 不特定の利用者が利用する施設については、気象状況による休業基準を施設内に掲示するなどして、日頃から周知しておきましょう。

改正後

8 避難の判断

8 避難の判断

チェックNo.	チェック項目	Yes
8-1	避難の判断基準を定めていますか。	

【ポイント】

- ・市町の防災担当課等から避難に関する情報を得たときや施設及び施設周辺で少しでも普段と違う状態を見つけたときには、避難しましょう。

○土砂災害の場合

- ・市町からの情報に注意し、高齢者等避難（警戒レベル3）や避難指示（警戒レベル4）が出た場合は、早急に避難しましょう。
- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にある施設では、レベル3土砂災害警報が発表された段階や、山口県土砂災害ポータルで示す土砂災害危険度が警戒（警戒レベル3相当）になった段階で避難を考えましょう。
- ・土砂災害の前兆現象（P.24参照）が現れた場合は、とても危険な状況です。土砂災害危険度の状況によらず、一刻の猶予なく直ちに避難しましょう。

○洪水の場合

- ・浸水する前の避難が原則です。市町からの情報に注意し、高齢者等避難（警戒レベル3）や避難指示（警戒レベル4）が出た場合は、早急に避難しましょう。
- ・洪水浸水想定区域にある施設では、レベル3大雨警報や、レベル3氾濫警報が発表された段階で避難を考えましょう。
- ・市町からの情報がない場合でも、低地にある施設など立地条件によって危険となる場合があることから、少しでも危険を感じたらすぐに避難しましょう。

○高潮の場合

- ・市町からの情報に注意し、高齢者等避難（警戒レベル3）や避難指示（警戒レベル4）が出た場合は、早急に避難しましょう。
- ・高潮浸水想定区域にある施設や、海岸に近いところにある施設は、気象庁からレベル3高潮警報が発表された段階で避難を考えましょう。
- ・台風がまだ接近していないときにも警報が発表されることもあるので、気象情報に常に注意をし、早めに避難しましょう。

○地震（津波）の場合

- ・地震発生後は、直ちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見された場合には施設外に避難しましょう。
- ・津波警報等が発表された場合は、急いで、高い場所に避難しましょう。

改正前

8 避難の判断

8 避難の判断

チェックNo.	チェック項目	Yes
8-1	避難の判断基準を定めていますか。	

【ポイント】

- ・市町の防災担当課等から避難に関する情報を得たときや施設及び施設周辺で少しでも普段と違う状態を見つけたときには、避難しましょう。

○土砂災害の場合

- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にある施設では、大雨警報（土砂災害）が発表されたときや、山口県土砂災害ポータルで示す土砂災害危険度が警戒（警戒レベル3相当）になったときなどが避難開始のタイミングになります。
- ・土砂災害の前兆現象（P.24参照）が現れた場合は、とても危険な状況です。土砂災害危険度の状況によらず、一刻の猶予なく直ちに避難しましょう。

○洪水の場合

- ・浸水する前の避難が原則です。市町からの情報に注意し、高齢者等避難（警戒レベル3）や避難指示（警戒レベル4）が出た場合は、早急に避難しましょう。
- ・市町からの情報がない場合でも、低地にある施設など立地条件によって危険となる場合があることから、少しでも危険を感じたらすぐに避難しましょう。

○高潮の場合

- ・海岸に近いところにある施設は、気象庁から高潮警報が発表された段階で避難を考えましょう。
- ・台風がまだ接近していないときにも警報が発表されることもあるので、気象情報に常に注意をし、早めに避難しましょう。

○地震（津波）の場合

- ・地震発生後は、直ちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見された場合には施設外に避難しましょう。
- ・津波警報等が発表された場合は、急いで、高い場所に避難しましょう。

改正後

用語解説

用語解説

ア行

○大津波警報

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に気象庁から発表されるもの。
津波の高さによって、大津波警報、津波警報、津波注意報がある。また、津波警報・注意報が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを知らせる津波情報がある。

カ行

○がけ崩れ

雨で地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め斜面が突然崩れ落ちる現象のこと。前ふれもなく突然起こることが多く、スピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く死者の割合も高くなる。地震が原因で起きることもある。

○気象防災情報（記録的短時間大雨）

数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一報として気象庁から発表されるもの。その基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、各細分区域ごとに決められている。

○警戒レベル

住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようになるため、避難に関する情報や防災気象情報に付記して伝える5段階のレベル。

警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル4	危険な場所から全員避難
警戒レベル5	命の危険があるため、直ちに安全確保

○洪水浸水想定区域

洪水時の避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、水防法の規定に基づき指定するもの。

○高齢者等避難（警戒レベル3）

災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令されるもの。

サ行

○災害用伝言ダイヤル「1717」

地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのことで、NTTが提供する。また、携帯各社では、「災害用伝言板サービス」で、メールによる安否確認のサービスを提供している。

改正前

用語解説

用語解説

ア行

○大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに気象庁から発表されるもの。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられ、雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続される。

○大津波警報

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に気象庁から発表されるもの。
津波の高さによって、大津波警報、津波警報、津波注意報がある。また、津波警報・注意報が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを知らせる津波情報がある。

カ行

○がけ崩れ

雨で地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め斜面が突然崩れ落ちる現象のこと。前ふれもなく突然起こることが多く、スピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く死者の割合も高くなる。地震が原因で起きることもある。

○記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一報として気象庁から発表されるもの。その基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、各細分区域ごとに決められている。

○警戒レベル

住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようになるため、避難に関する情報や防災気象情報に付記して伝える5段階のレベル。

警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル4	危険な場所から全員避難
警戒レベル5	命の危険があるため、直ちに安全確保

○洪水警報

大雨、長雨、融雪などにより、河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに気象庁から発表されるもの。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が上げられる。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水警報が発表される。

○洪水浸水想定区域

洪水時の避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、水防法の規定に基づき指定するもの。

改正後

用語解説

夕行

- 高潮浸水想定区域
高潮時の避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、国が示す想定最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を、水防法の規定に基づき指定するもの。
- 津波災害警戒区域
津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を、津波防災地域づくりに関する法律の規定に基づき指定するもの。
- 土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、人の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法の規定により**するもの**。
- 土砂災害危険度
レベル3土砂災害警戒やレベル4土砂災害危険警戒等を補足するため、地域の詳細な土砂災害発生危険度を情報提供するものです。

注意 (警戒レベル2相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害への注意が必要な状況。 ・ハザードマップ等により土砂災害警戒区域等や避難先、避難経路を確認する。 ・今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。
警戒 (警戒レベル3相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害への警戒が必要な状況。 ・高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。
危険 (警戒レベル4相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。 ・土砂災害警戒区域等の外へ避難する。
災害切迫 (警戒レベル5相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。 ・土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。 ・直ちに身の安全を確保する。

- 土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、人の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法の規定により指定するもの。
- 土砂災害110番
土砂災害の二次災害防止と土砂災害の被害の軽減を図るため、県民と市町及び県の土砂災害に関する情報の伝達・共有等に際する情報ネットワークのこと。土砂災害に関する相談等を行えるよう各市町に災害窓口を設置。
- 土石流
大量の土・石・砂などが集中豪雨などの大量の水と混じりあって、津波のように出てくる現象のこと。流れの先端部に大きな石があることが多いため、破壊力も大きくスピードも速いので悲惨な被害を及ぼす。

改正前

用語解説

- 高齢者等避難（警戒レベル3）
災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令されるもの。

サ行

- 災害用伝言ダイヤル「171」
地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのことで、NTTが提供する。また、携帯各社では、「災害用伝言板サービス」で、メールによる安否確認のサービスを提供している。

夕行

- 高潮警戒
台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに気象庁から発表される。
- 高潮浸水想定区域
高潮時の避難の確保と水災による被害の軽減を図るため、国が示す想定最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を、水防法の規定に基づき指定するもの。
- 津波災害警戒区域
津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を、津波防災地域づくりに関する法律の規定に基づき指定するもの。
- 土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、人の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法の規定により指定される。この区域では、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
- 土砂災害警戒情報
大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町長が避難指示（警戒レベル4）等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。
- 土砂災害危険度
土砂災害警戒情報を補足するため、地域の詳細な土砂災害発生危険度を情報提供するものです。

注意 (警戒レベル2相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報の基準 ・土砂災害への注意が必要 ・今後の雨の降り方に注意
警戒 (警戒レベル3相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警戒報の基準 ・土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 ・避難準備開始の目安 ・高齢者等、避難に時間がかかる方は、避難開始の目安
非常に危険 (警戒レベル4相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報の基準 ・土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 ・避難開始の目安
極めて危険 (警戒レベル4相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・既に土砂災害が発生しているおそれもあり、極めて危険な状況 ・安全の確保が必要

改正後

改正前

用語解説

用語解説

○地すべり
粘土などのすべりやすい層を境に、その地面がそっくりズルズル動き出す現象のこと。地割れて田畑や家が壊されたり、押し出された土砂や地面の移動のために、道路や建物が広い範囲で被害を受ける。

ハ 行

○ハザードマップ
土砂災害、洪水、高潮等の自然災害に対して、被害が予想される区域及び避難地・避難経路が記載されている地図のこと。

○波浪警報
高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに気象庁から発表されるもの。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のもの。

○避難指示（警戒レベル4）
災害リスクのある区域等の居住者が危険な場所から避難するべき状況において、市町から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令されるもの。

○防災気象情報
気象庁等が発表する災害の危険度や今後の見通しに関する情報。市町が発令する避難情報の判断材料となるとともに、住民等が自ら早めに避難行動を判断するための参考となる。
令和8年5月から、大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮に係る情報に警戒レベルに相当する数字が付記され、災害の危険度と住民がとるべき行動の目安が分かりやすく示される仕組みとなった。
<参考>



○土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、人の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害防止法の規定により指定される。この区域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

○土砂災害110番
土砂災害の二次災害防止と土砂災害の被害の軽減を図るため、県民と市町及び県の土砂災害に関する情報の伝達・共有に係る情報ネットワークのこと。土砂災害に関する相談等を行えるよう各市町に災害窓口を設置。

○土石流
大量の土・石・砂などが集中豪雨などの大量の水と混じりあって、津波のように出てくる現象のこと。流れの先端部に大きな石があることが多いため、破壊力も大きくスピードも速いので悲惨な被害を及ぼす。

○地すべり
粘土などのすべりやすい層を境に、その地面がそっくりズルズル動き出す現象のこと。地割れて田畑や家が壊されたり、押し出された土砂や地面の移動のために、道路や建物が広い範囲で被害を受ける。

ハ 行

○ハザードマップ
土砂災害、洪水、高潮等の自然災害に対して、被害が予想される区域及び避難地・避難経路が記載されている地図のこと。

○波浪警報
高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに気象庁から発表されるもの。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のもの。

○避難指示（警戒レベル4）
災害リスクのある区域等の居住者が危険な場所から避難するべき状況において、市町から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令されるもの。

○防災共助マップ
施設周辺の地図を見ながら、避難場所や協力者を検討し、その候補を洗い出して、要請を行った結果、協力関係が得られるようになった者を記載した地図。

○暴風警報
暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに気象庁から発表されるもの。

ヤ 行

○要配慮者利用施設
社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

改正後

用語解説

○防災共助マップ
施設周辺の地図を見ながら、避難場所や協力者を検討し、その候補を洗い出して、要請を行った結果、協力関係が得られるようになった者を記載した地図。

○暴風警報
暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに気象庁から発表されるもの。

ヤ行

○要配慮者利用施設
社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

つ行

○レベル3大雨警報
大雨による重大な災害が発生するおそれがある場合に気象庁から発表される防災気象情報で、警戒レベル3の高齢者等避難に相当する。
対象となる重大な災害として、低い土地の浸水や、中小河川の氾濫などがあげられる。

○レベル3高潮警報
台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある場合に気象庁から発表される防災気象情報で、警戒レベル3の高齢者等避難に相当する。

○レベル3土砂災害警報
大雨によるかけ崩れや土石流などの土砂災害が発生するおそれがある場合に気象庁から発表される防災気象情報で、警戒レベル3の高齢者等避難に相当する。

○レベル3氾濫警報
大雨、長雨、融雪などにより、河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがある場合に気象庁から発表される防災気象情報で、警戒レベル3の高齢者等避難に相当する。
対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が上げられる。
なお、レベル3氾濫警報を含む「河川氾濫に関する情報」の対象は特定の大きな河川であり、中小河川の氾濫の危険性は、レベル3大雨警報等の「大雨に関する情報」で呼びかけられる。

○レベル4大雨危険警報
大雨による重大な災害が発生するおそれが高まった場合に気象庁から発表される防災気象情報で、警戒レベル4の避難指示に相当する。

○レベル4土砂災害危険警報
かけ崩れが同時多発的に発生したり、土石流が発生するなど、土砂災害が発生するおそれが高まった状況で気象庁から発表される防災気象情報で、警戒レベル4の避難指示に相当する。

改正前

参考文献等

《参考文献等》

○「高齢者の入所系施設における防災マニュアル」〔石川県健康福祉部〕

○「事業所のための『防災マニュアル』作成の手引き」〔愛知県防災局〕

○「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」〔高知県地域福祉部〕

○「社会福祉施設 地震防災マニュアル」〔全国社会福祉協議会〕

○「防災・危機管理e-カレッジ(<http://www.e-college.fdma.go.jp/>)」〔総務省消防庁〕

○「社会福祉施設における地震防災対策(<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-110/chifuku/bousai00.htm>)」〔静岡県厚生部〕

改正後

用語解説、参考文献等

○レベル4氾濫危険警報

大雨、長雨、融雪などにより、河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが高まった場合に気象庁から発表される防災気象情報で、警戒レベル4の避難指示に相当する。

<参考>

	大雨	河川氾濫	土砂災害	高潮
5相当	レベル5 大雨特別警報	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
<警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難！>				
4相当	レベル4 大雨危険警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
3相当	レベル3 大雨警報	レベル3 氾濫警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
2	レベル2 大雨注意報	レベル2 氾濫注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
1	早期注意情報			

《参考文献等》

- 「高齢者の入所施設における防災マニュアル」〔石川県健康福祉部〕
- 「事業所のための『防災マニュアル』作成の手引き」〔愛知県防災局〕
- 「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」〔高知県地域福祉部〕
- 「社会福祉施設 地震防災マニュアル」〔全国社会福祉協議会〕
- 「防災・危機管理e-カレッジ(<http://www.e-college.fima.go.jp/>)」〔総務省消防庁〕
- 「社会福祉施設における地震防災対策」(<https://www.prefshizuoka.jp/kousei/ko-110/chifuku/bousai00.htm>)」〔静岡県厚生部〕

改正前

福祉・医療施設災害対策検討委員会委員

福祉・医療施設災害対策検討委員会委員

(順不同、敬称略)

区分	所属・職名	氏名
学識経験者	山口大学農学部 教授	山本 晴彦
	山口大学工学部 学部長	三浦 房紀
要援護者支援	NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーハート 代表理事	小山 剛
福祉施設	山口県老人福祉施設協議会 副会長	徳永 あけみ
医療施設	山口県医師会 介護保険対策委員	木下 毅
行政	山口県健康福祉部長	今村 孝子

指針の策定経過

平成21年 9月17日	第1回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」の構成について協議
平成21年11月10日	第2回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(素案)について協議
平成21年12月17日	第3回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(案)について協議
平成22年 1月15日	「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」策定

※平成25年5月24日 山口県全域で「土砂災害警戒区域」の指定完了に伴い、「山口県土砂災害危険箇所マップ」から「山口県土砂災害警戒区域等マップ」へ名称変更

改正後

削除

改正前

福祉・医療施設災害対策検討委員会委員

福祉・医療施設災害対策検討委員会委員

(順不同、敬称略)

区分	所属・職名	氏名
学識経験者	山口大学農学部 教授	山本晴彦
	山口大学工学部 学部長	三浦房紀
要援護者支援	NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サタ〜ハート 代表理事	小山剛
福祉施設	山口県老人福祉施設協議会 副会長	徳永あけみ
医療施設	山口県医師会 介護保険対策委員	木下毅
行政	山口県健康福祉部長	今村孝子

指針の策定経過

平成21年 9月17日	第1回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」の構成 について協議
平成21年11月10日	第2回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(素案) について協議
平成21年12月17日	第3回福祉・医療施設災害対策検討委員会 「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」(案) について協議
平成22年 1月15日	「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」策定

※平成25年5月24日 山口県全域で「土砂災害警戒区域」の指定完了に伴い、「山口県土砂災害危険箇所マップ」から「山口県土砂災害警戒区域等マップ」へ名称変更